

就学資金を返還するために利用する口座振替依頼書の記入例 (3枚とも提出)

まず、ゆうちょ銀行を利用するか
他の金融機関を利用するか決める

預(貯)金口座振替依頼書 自動払込利用申込書 (収)

金融機関用

口座振替(自動払込)取扱金融機関 御中
公益財団法人島根県育英会理事長 様

住所は自宅の住所

就学生番号は正確に

私は、公益財団法人島根県育英会就学資金貸与規程第12条の規定による就学資金の返還を下記口座から預(貯)金振替または自動払込によって支払うこととしたいので、預(貯)金口座振替規定を承諾のうえ依頼します。

印鑑は2枚目、3枚目にも必ず押印すること

就学生番号	A B	-○○○-○○○	氏名	島根太郎	現住所	〒690-0887 松江市殿町1番地
返還口座名義人との関係	① 本人 2. その他 ()			TEL	0852-XXXX-XXXX	

一預(貯)金口座振替規定一

1. 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預(貯)金口座から引落しのうえ支払って下さい。この場合、預(貯)金規定または当座勘定規定にかかわらず、預(貯)金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預(貯)金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり育英会から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
4. この預(貯)金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。
5. ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

I 返還する口座について

★ゆうちょ銀行以外

口座番号を間違えない

就学生本人名義の
口座を記入する

育英 (銀行)・信用金庫	育英 (支店)								
金融機関コード	支店コード	①普通 2.当座 3.その他	口座番号						
			/	2	3	X	X	X	X
フリガナ	シマネ タロウ						お届け印		
口座名義人	島根太郎								
振替日	15日	金融機関休業日の場合は翌営業日							
種類	島根就学金								

金融機関コードが
不明なら記入不要

通帳届け出印を間違えない

★ゆうちょ銀行

通帳記号、通帳番号
を間違えない

取扱内容(種目コード)	新規(166)・変更(166)・解約(176)													
種別コード	通帳記号					通帳番号(右ツメで記入)								
30	/	5	X	X	X	の	0	0	0	/	2	3	X	X
フリガナ	シマネ タロウ										お届け印			
口座名義人	島根太郎													
ご住所	〒690-0887 松江市殿町1番地													
払込日	15日	金融機関休業日の場合は翌営業日		払込開始年	月	日	2799		通帳届け出印を間違えない					
現住所を記入する	記入不要										公益財団法人島根県育英会			

就学生本人名義の
口座を記入する

現住所を記入する

返還用口座は下記の金融機関の中から選んでください。

口座振替の手数料は就学生本人負担となっています。返還期日に割賦金とあわせて振り替えます。振替手数料は、消費税を含めて、次のとおりです。

ゆうちょ銀行	33円	山陰合同銀行	55円
島根銀行	55円	しまね信用金庫	55円
島根中央信用金庫	55円	日本海信用金庫	55円
西中国信用金庫	55円		

※手数料は変更になる場合があります。育英会のホームページ等で確認してください。